

本庄市パートナーシップ宣誓制度



本庄市は、市民一人ひとりの人権が尊重され、性別、国籍や障害の有無に関係なく、全ての市民の個性と能力が発揮され、ともにいきいきと暮らすことのできる豊かなまちづくりを目指しています。

この理念に基づき、令和3年4月より本庄市パートナーシップ宣誓制度を開始しました。

パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、双方又はいずれか一方が性的マイノリティである2人の関係を市長が確認し、公に証明するものです。

法律上の効果が生じるものではありませんが、性的マイノリティの方々の不安や生きづらさなどが軽減され、差別や偏見なく、ともにいきいきと暮らすことのできる豊かなまちになることが期待されます。


宣誓制度を利用できる方

パートナーシップ宣誓制度を利用できる方は、双方又は一方が性的マイノリティであり、以下のすべての項目に該当する方です。

- 成年であること。
- 住所については、次のいずれかに該当すること。(同居を要件としない)
 - ・双方が本庄市内に住所を有している。
 - ・一方が本庄市内に住所を有し、他方が本庄市内への転入を予定している。
 - ・双方が本庄市内へ転入を予定している。
- 配偶者がいないこと。(事実婚も含む。)
- 宣誓をしようとする相手以外にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- 双方が民法に規定されている近親者でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除きます。
(直系血族、三親等内に傍系血族、直系姻族の関係にないこと。)

パートナーシップ宣誓証明カード(見本)

(表面)

第 号	
本庄市パートナーシップ宣誓証明カード	
【本人】	【パートナー】
様 様	
<small>本庄市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要約に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。</small>	
	年 月 日
本庄市長	印

(裏面)

このカードは、お二人が人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを本庄市として証するものです。法的な効力を有するものではありませんが、カードの提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいようお願いいたします。また、この制度を利用する方の性のありかた(性的指向・性自認)や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

戸籍上の氏名(通称名使用の場合)

【本人】	【パートナー】
様 様	
(年 月 日生)	(年 月 日生)

宣誓手続きの流れ

(1) 宣誓日時を予約

要件に該当し、宣誓をご希望される場合、市民活動推進課に、電話、メール、FAX等で宣誓にお越しいただく日時の事前予約をお願いします。

- ・宣誓予約及び宣誓できる日は、祝祭日・年末年始を除く月曜から金曜 午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・宣誓日時、必要書類の確認をします。

※宣誓日当日までに必要書類を揃えてください。



(2) 宣誓

予約した日時にお二人で指定の場所へお越しください。
宣誓書に署名し、必要書類を添えて提出してください。

※必要書類…住民票・戸籍抄本など



(3) 宣誓証明書及び宣誓証明カードの交付

提出いただいた書類を確認し、要件を満たしている場合、パートナーシップ宣誓証明書等を後日、郵送または窓口で交付します。



市民・事業者のみなさまへのお願い

パートナーシップ制度は、法律上の効果(婚姻や相続、税の控除)が生じるものではありませんが、宣誓をしたお二人のパートナーシップ関係を尊重し、ともにいきいきと暮らしていけることを、本庄市として応援するものです。

性的マイノリティのカップル等は、住宅・事業所での福利厚生・医療場面での同意など、お二人の関係が対外的に証明できないため、社会生活上での不利益や様々な困難に直面しています。

この制度の導入により、性的マイノリティのカップル等の方々が、家族として扱われ、社会全体で各種サービスや制度の利用が普及していくと共に、性の多様性(性指向・性自認)について理解を深め認め合う社会となるよう、ご理解、ご協力をお願いします。

なお、この制度を利用する方の性のあり方(性指向・性自認)や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

【お問い合わせ先】



本庄市 市民生活部 市民活動推進課

電話:0495-25-1118(直通)

FAX:0495-22-0602

メール:katudou@city.honjo.lg.jp